

韓国知的財産ニュース 2017 年 2 月後期

(No. 337)

発行年月日：2017 年 3 月 9 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、2 月 15 日から 28 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則の一部改正令 (2017. 2. 28)
- 1-2 実用新案法施行規則の一部改正令 (2017. 2. 28)
- 1-3 特許料など徴収規則の一部改正令 (2017. 2. 28)

関係機関の動き

- 2-1 海外進出知財コンサルティング、1,151 億ウォン効果 (2017. 2. 16)
- 2-2 特許庁、2017 年職務発明活性化事業を実施 (2017. 2. 17)
- 2-3 特許庁、2017 年特許制度統合説明会を開催 (2017. 2. 17)
- 2-4 特許庁、2017 年国家知財教育訓練総合計画を発表 (2017. 2. 20)
- 2-5 特許庁、APEC 会合で IP ビジネスマニュアルを発表 (2017. 2. 20)
- 2-6 KOTRA、2016 年 IP - DESK 実績を発表 (2017. 2. 24)
- 2-7 特許庁、知財データの提供をさらに拡大 (2017. 2. 27)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 大宇造船、中国メーカーとの LNG 特許紛争で勝訴 (2017. 2. 16)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 中国、商標無断登録防止に向け「審理標準」を改正 (2017. 2. 23)
- 4-2 韓国、国際知的財産指数商標分野 3 年連続世界 1 位へ (2017. 2. 27)

その他一般

- 5-1 無防備の有害物質関連特許出願、20 年間 2 万件 (2017. 2. 16)
- 5-2 2016 年 IP 貿易収支改善、サービス業は初黒字 (2017. 2. 17)
- 5-3 企業 70% 「弁護士・弁理士の共同訴訟に賛成」 (2017. 2. 21)

➤ 5-4 ドローン関連デザイン出願、2015年から急増 (2017. 2. 27)

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則の一部改正令

韓国特許庁(2017. 2. 28.)

特許法施行規則の一部改正令(産業通商資源部令第245号)が2017年2月28日付で公布されましたので、お知らせします。

特許法施行規則の一部改正令

1. 改正理由

不良特許を予防するために、何人も先行技術調査に基づく特許取消事由で特許取消申請をすれば、審判官が当該特許を取り消すかどうかを迅速に決定する特許取消申請制度を導入するなどの内容で特許法が改正(法律第14035号、2017. 3. 1. 施行)されたことを受け、特許取消申請手続き及び申請書の書式を定める一方で、同一の内容の訂正明細書をすでに提出した者が国際調査報告書を作成しない例外事由について「PCT 条約規則」に合致するように整備するなど、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 訂正明細書の援用の許容(第10条第4項新設)

特許取消申請又は審判手続きにおいて、すでに訂正明細書と図面を訂正請求書に添付して提出した者が他の特許取消申請又は審判において、同一の内容の訂正明細書と図面を再び提出しなければならない場合、訂正請求書の添付書類欄にその旨を説明し、当該書類の提出を省略できるようにする。

ロ. 外国審査結果の提出命令(案第46条新設)

優先権主張を伴う特許出願の審査時に、外国の審査結果に対する資料の提出命令を受けた者が提出しなければならない書類について、優先権主張の基礎となる出願をした国の審査官が拒絶理由又は特許可否決定を通知した場合、その通知書の写しと通知書に書いている文献の写し1通などと定める。ただし、審査官が審査のために必要な場合には、

期間を定め提出書類の韓国語翻訳文を提出するよう命ずることができるように改正する。

ハ. 特許取消申請方法(案第 57 条 1 項)

特許取消申請をしようとする者は、特許取消申請書に特許発明と対比される説明書などを添付して特許審判院長に提出するようにする。

ニ. 特許取消申請・審判手続きの中止申請(案第 67 条の 2 新設)

他の特許取消申請に対する決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続きが完了するまで特許取消申請・審判手続きの中止を申請したい場合は、提出しなければならない書式を定める。

ホ. 審判手続きなどにおける訂正請求取下方法(案第 69 条)

訂正請求を取り下げる場合には、取下書の特許審判院長又は審判長に提出するように定め、審判長は訂正請求の取下げがある場合には、これを審判請求人、特許権者及び参加人に通知するように定める。

ヘ. 「PCT 条約」の国際調査報告書の不作成事由の整備(案第 106 条の 11 第 6 項及び第 7 項)

現行の規定では、従属請求範囲の記載方式に違反した場合には、国際調査をしないように強制しているが、従属請求範囲の記載方式に違反した国際出願について国際調査をしないことができると任意的に規定することで、PCT 条約規則に合致するようにする。

ト. 専門機関の役職員の秘密保持義務違反時の処分基準(案別表)

専門機関の役職員が特許出願中の発明について職務上知った秘密を漏洩又は盗用した場合、先行技術調査専門機関に対して指定を取り消すことができるようにする。ただし、微生物の寄託・分譲に関する専門機関に対しては、1 回違反時には警告、2 回違反時には業務停止 3 カ月、3 回違反時には業務停止 6 カ月、4 回以上違反時には指定を取り消すようにする。

3. 施行日

この規則は、2017 年 3 月 1 日から施行する。

実用新案法施行規則の一部改正令(産業通商資源部令第 246 号)が 2017 年 2 月 28 日付で公布されましたので、お知らせします。

実用新案法施行規則の一部改正令

<改正理由及び主な内容>

不良な実用新案を予防するために、何人も先行技術調査に基づく実用新案登録取消事由で実用新案登録取消申請をすれば、実用新案登録の取消可否を迅速に決定するようにする実用新案登録取消申請制度を導入するなどの内容で「実用新案法」が改正(法律第 14034 号、2017. 3. 1. 施行)されたことを受け、実用新案登録取消申請をしようとする者が提出しなければならない申請書の書式については、「特許法施行規則」の申請書の書式準用するよう定める一方で、実用新案登録証の書式から背景イメージを削除し、登録事項のみ含めるなど、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善することを目的とする。

<施行日>

この規則は、2017 年 3 月 1 日から施行する。

1-3 特許料など徴収規則の一部改正令

韓国特許庁(2017. 2. 28.)

特許料などの徴収規則の一部改正令(産業通商資源部令第 247 号)が 2017 年 2 月 28 日付で公布されましたので、お知らせします。

特許料などの徴収規則の一部改正令

<改正理由及び主な内容>

不良な特許及び実用新案を予防するために、何人も先行技術調査に基づく取消事由で特許取消申請又は実用新案登録取消申請をすれば、特許又は実用新案登録の取消可否を迅速に決定するようにする特許取消申請制度と実用新案登録取消申請制度を導入するなどの内容で「特許法」(法律第 14035 号、2017. 3. 1. 施行)及び「実用新案法」(法律第 14034 号、2017. 3. 1. 施行)が改正されたことを受け、特許・実用新案登録取消申請による申請料を各々 1 万 1 千ウォンに定める一方で、情報通信網の不具合などが発生したため手数料などを電子的手段を利用して納付することができない場合には、納付期限をその不具合が除去された日の翌日に延期するなど、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善す

ることを目的とする。

<施行日>

この規則は、2017年3月1日から施行する。

関係機関の動き

2-1 海外進出知財コンサルティング、1,151億ウォン効果

韓国特許庁(2017.2.16.)

事例:携帯用血糖測定器を製造する中小企業A社はドイツへの輸出を進めている途中、日本の競争企業B社から特許侵害警告状が送られてきた。

A社は、特許庁の「海外知財権紛争予防コンサルティング」を積極的に活用し、ドイツ連邦特許裁判所に日本のB社の特許に対する無効訴訟を提起した。これに対する対応としてB社がドイツ・マンハイム(Mannheim)の民事裁判所に特許侵害訴訟を提起したが、A社はコンサルティングを通じてB社の特許の無効可能性を強く抗弁し、侵害訴訟手続きを中止させた。

その後、ドイツ内の販売先から注文が増え、2015年に比べ2016年売上高は30億以上増加した。2016年12月には、ドイツ連邦特許裁判所がB社の特許が無効という予備の決定を下しており、2017年3月末の最終審での勝訴の可能性が高まった。

特許庁が実施する海外進出企業向けの知的財産権コンサルティング支援事業が計1,151億ウォンの経済的効果を達成したことが分かった。

特許庁と韓国生産性本部が2009年から2015年まで支援を行った計1,064社の企業を追跡調査しアンケートに回答した523社を分析した結果、企業1社当たり平均2.2億ウォンの経済的効果が発生し、全体の効果は1,151億ウォンに達するものと分析された。

これは、投入された予算(155億ウォン、回答企業523社基準)の約7.4倍に達する成果だ。

また、コンサルティング支援を受けた企業の65%が海外の知財権紛争予防及び対応戦略を活用して製品の輸出に成功したことが調査から分かった。輸出の準備中又は国内販売段階などにある企業も27.5%を占めている。

支援を受けた企業の知財権の海外出願・登録件数は、コンサルティング以前平均4.1件だったのが10.1件に増えた他、知財権担当者も0.8人から1.9人に増加し、海外知財権紛争への対応力が高まったことが明らかになった。

特許庁は2009年から中小・中堅企業に対し、輸出前は海外の知財権紛争に備え、輸出後は現地で発生する訴訟など隘路を解消できるよう、コンサルティング費用を支援*している。

*中小企業には、コンサルティング費用の70%、中堅企業には50%を支援。最大2千8百万ウォン

今年は、事業予算98億ウォンを投入して中小企業及び中堅企業約500社について支援を行う計画だ。韓流ドラマやバラエティなどのコンテンツの知財権保護戦略を提供するコンサルティングも試験的に運営する予定だ。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「知的財産権を確保せずに海外に進出するのはパラシュートなしに飛び降りるのと同じだ。韓国企業が特許庁の支援事業を積極的に活用して、海外進出に成功することを望む」と述べた。

2-2 特許庁、2017年職務発明活性化事業を実施

韓国特許庁(2017.2.17.)

職務発明制度とは、企業が従業員の職務発明の権利を継承する見返りに、従業員に正当な補償を行う制度である。企業は、特許などR&Dに対する成果を安定的に確保し、従業員は研究の努力に対する補償を受けることになる。今日では、特にコア技術や人材の流出を防止するための手段としても注目されている。しかし、特許担当人員が不足している中小企業は、職務発明制度を導入・運営するのに困難を抱えている。このような企業には、特許庁が施行する「職務発明活性化事業」を活用することを進める。

特許庁の職務発明活性化事業は、制度説明会や制度を導入した企業の隘路事項の解消のための専門家コンサルティング、職務発明補償優秀企業認証制度などを主な内容としている。

大企業・中堅企業のほとんどは職務発明制度を導入しているが、中小企業は2016年時点で制度を導入した割合が46.8%にとどまり、半分にも及ばないことが分かった。これは、中小企業の経営者の多くが関連制度を知らないか、又は職務発明補償を投資ではなく費用として認識しているためだ。このような認識を改善するために特許庁は、年間約30回にわたる説明会を開催する計画だ。地元企業のCEO会や個別企業から要請があれば、制度の専門家が派遣され、職務発明制度の導入の必要性や方法などについて案内する計画だ。

また、企業が実際に制度を導入する過程において、法律に定められている手続きを遵守し、企業の現実に合う継承規定や補償規定を作成できるように、弁理士・会計士などの専門家を活用したコンサルティングを支援する計画だ。

一方、職務発明制度を導入した企業を対象に、補償の実績などを審査して補償の実績が優秀な企業を認証する職務発明補償優秀企業認証制度も運営する。認証を受けた企業は4-6年分の特許料を50%まで減免を受けることができる上、特許技術事業化支援事業など一部の政府支援事業を申請する際に、加算点を受けることができる。

*職務発明補償優秀企業認証に対するインセンティブ

- ①4-6年分の特許料、実用新案登録料及びデザイン登録料 50%減免
- ②特許・実用新案の出願及びデザイン登録出願に対する優先審査
- ③政府支援事業参加時に加算点を付与

(特許庁)民間 IP-R&D 戦略支援、特許技術の戦略的な事業化支援事業

(未来部)SW 工学技術現場適用支援事業

(中企庁)企業成長促進、融・複合技術開発事業、商用化技術開発事業

その他にも、職務発明専門家フォーラムを通じて制度改善に関する建議事項を聴取し、職務発明補償の優秀事例を発掘してPRするなど、職務発明の活性化に向けた様々な取り組みが行われる予定である。支援事業に対する案内及び申請は職務発明制度のホームページを通じて可能となる。

特許庁のキム・ヨンソン産業財産政策課長は「職務発明に対する正当な補償によって従業員の技術開発の意欲が高まれば、企業としても優秀な R&D 成果の創出が可能となり、中核人材や技術の流出も防止することができる。企業と労働者の共生のための職務発明制度の導入がさらに拡大するよう、努力を続けたい」と話した。

2-3 特許庁、2017 年特許制度統合説明会を開催

韓国特許庁(2017. 2. 17.)

韓国特許庁は、特許取消申請や職権再審査制度などを含めた改正特許法の施行(2017. 3. 1)を控え「特許制度統合説明会」を開催すると、16 日に明らかにした。

特許庁は、大田、ソウル、光州、釜山などを巡回し、改正された特許・商標・デザイン制度を紹介し、様々な意見を聴取する予定だ。

今回の説明会では、不良特許を予防し、正当な権利者をさらに強く保護できるように改正された特許法の内容と細部の手続きを紹介する。

説明会は、大田市庁(2. 20 14 時)、ソウル韓国知識財産センター(2. 27 10 時、14 時)、光州イノビスセンター(3. 9 14 時)、釜山テクノパーク(3. 16 14 時)で開催される。現場で資料集も配布する計画だ。特許制度統合説明会には、発明家、出願人、代理人など特許制度に関心がある人なら誰でも参加できる。

<新しく変わる特許制度>

(特許取消申請制度) 不良特許を予防するために、誤って登録された特許を早期に整理する特許取消申請制度が 3 月から新たに導入される。国民なら誰でも特許登録後 6 ヶ月内に取消しの理由を提出することができ、審判官の検討で不良特許が取り消される制度だ。

(職権審査制度) 特許が決定されても、特許登録前まで重大な瑕疵が見つければ、審査官が職権で審査を再開できる職権再審査制度が導入され、特許審査の品質が向上するものと期待される。

(審査請求期間 5 年⇒3 年に短縮) 早急な権利確定に向けて審査請求期間を 5 年から 3

年に短縮する。

(特許権移転請求制度) 他の方が正当な権利者の発明を盗用して特許を受けた場合、これを返還させるために、裁判所に直接特許権の移転を請求することができる特許権移転請求制度が導入される。

特許庁は、説明会で特許取消申請制度の具体的な手続きや留意事項、訂正請求取下時期の調整など、審判法令及び審判便覧の改正事項について案内する予定だ。

また、商標優先審査申請対象の拡大、商標見本規格の制限の廃止、審査保留事由の追加など改正された商標法の内容や、関連デザインの新規性の適用時期の明確化、デザイン創作性の認定範囲の拡大など、改正されたデザイン法の内容について説明が行われる。

特許庁のチャン・ワンホ特許審査企画局長は「今回の説明会を通じて国民が改正された特許制度をしっかりと理解し、改善された制度を円滑に利用できるようになるなど、普段気になったものが解消できる良い機会になることを期待する」と述べた。

2-4 特許庁、2017年国家知財教育訓練総合計画を発表

韓国特許庁(2017.2.20.)

韓国特許庁の国際知識財産研修院は「2017年度国家知財教育訓練総合計画」を発表した。

同計画によると、今年は全国民を対象に226の集合教育課程と252のオンライン教育課程を開設し、前年比約3万人増の約39万人(集合1万人、オンライン38万人、年間)に特許法、発明技法など知的財産と発明教育を実施する予定だ。

特に、今年は第4次産業革命を先導する知的財産人材の育成を目標に、審査・審判能力の強化のための特許庁職員向け教育の体系化、一般人向け個人対応型教育の強化、青少年発明人材の養成、グローバル知的財産教育の拡大などの課題を重点的に推進する。

まず、特許庁職員向け教育は迅速かつ正確な知的財産の創出に向けた審査・審判能力の強化に焦点を当て、審査官等級別かつ業務レベル別に専門教育を細分化し、特許法のほかにも民法、民事訴訟法など関連法律に関する教育を強化する予定だ。また、仮想・

拡張現実、モノのインターネットなど新技術分野に対する教育を強化するために、新技術教育課程を拡大(67回→82回)し、現場と疎通する理論・実習結合型教育を運営する計画だ。

一般人向け教育は、産業現場のニーズに応じて知的財産教育を受けた後、直ちに業務の遂行ができる知財実務者を養成する計画だ。そのために、知的財産契約の管理、知的財産の市場性評価、特許マップの作成教育を新設し、先行技術調査員の教育をさらに拡大する。また、公取委、貿易委員会、中企庁など、各省庁に合うオーダーメイド型知財権教育を実施し、薬学大学生対象の知財実務教育及び研究員対象の知財創業教育を実施する予定だ。

青少年発明教育については、韓国の将来が青少年にかかっているという認識の下、単純に知識を伝える教育ではなく、先端技術を利用した体験・実験中心の発明教育を小中高校の子供・生徒 4,000 人余りを対象に実施する予定だ。そのため、研修院の発明教育センターにドローン、VR などの最新技術の体験施設を設け、ロボットや 3D プリンター、ソフトウェアなど先端装備と技術を利用した教育を実施する方針だ。

オンライン教育については、時間・空間の制約のない教育支援に向け、知的財産の創出・活用・保護に関する 252 のカリキュラムを提供する他、2015 年から運営している知的財産学の単位銀行制度は単位交流大学を 13 校に拡大し、運営科目を 11 科目に拡大して大学生や中小・ベンチャー企業の従事者を優秀な知財専門人材に養成するのにさらに拍車をかける予定だ。

この他にも、途上国の公務員など、外国人向け国際教育課程を運営し、グローバル知的財産教育の拡大に取り組む。特に、今年 4 月のアジア特許庁長官会合と連携して知的財産教育の国際的な拡大や第 4 次産業革命に対応した主要国の知的財産体制の構築戦略などをテーマにした国際コンファレンスを開催する予定だ。

特許庁のパク・スンキ国際知識財産研修院長は「今年、研修院の開院 30 年を迎え、全国民の知的財産能力を強化し、国際教育プログラムを大幅に拡大して世界的な国際知的財産教育機関としての役割を果たせるよう、努力する方針だ」と述べた。

2-5 特許庁、APEC 会合で IP ビジネスマニュアルを発表

韓国特許庁(2017.2.20.)

韓国特許庁は2月18日(土)~19日(日)、ベトナムのニャチャン(Nhatrang)で開催された APEC 知的財産専門家グループ(IPEG)会議に出席し、「中小企業の革新に向けた IP ビジネスマニュアル(Guidebook for SMEs' IP-Business Cycle)」を発表した。同マニュアルは APEC 加盟国の中小企業が知的財産(IP)を戦略的に活用して技術革新を実現することをサポートするための IP 政策の総合ガイドブックである。

「IP ビジネスマニュアル」の内容及び期待効果

<内容>

「IP ビジネスマニュアル」は、先行技術調査、特許経営専門家の派遣など IP 創出関連の6つの事業、優秀発明の試作品製作、特許技術の評価支援など IP 活用関連の12つの事業で構成されている。マニュアルには、それぞれ異なる環境に置かれている APEC 加盟国が自国に適合した政策を選択できるよう、実行しやすい政策から難易度の高い政策まで段階別にまとめられている。また、加盟国の政策担当者がマニュアルを見て当該事業をすぐ実行できるように中小企業や政府及び関連機関の役割を具体的に提供している。

<期待効果>

「IP ビジネスマニュアル」は、世界的に高い水準である韓国の IP 政策を中心に、米国や日本など IP 先進国の知財政策を調査・分析した内容を盛り込んだ。特に、韓国特許庁が長年蓄積してきた知財権の創出・活用政策の経験や成功事例が示されている。特許庁は、これまで特許行政情報システムや審査人材を輸出するなど、特許行政における韓流を主導してきており、今回の「IP ビジネスマニュアル」の作成を通じて開発途上国に韓国の IP 政策を輸出する効果が得られるものと期待している。

特許庁のイム・ヒョンソク多者機構チーム長は「第4次産業革命時代を迎え、戦略的知財活用が重要性を増している中、同マニュアルが APEC 域内の中小企業の革新に大きな参考となり、韓国が知財権先進国としての地位を固めるのに貢献することを願う」と話した。

「韓国企業 A 社は、最近参加したドイツの有名アウトドア展示会で、ドイツにデザイン権を持っている自社製品と同じデザインのドイツ製品が堂々と展示されているのを見てびっくりした。途方にくれていた A 社はドイツ・フランクフルトにある IP-DESK に助けを求めた。直ちに現場を訪ねた IP-DESK の専門職員は綿密に検討した後、侵害と判断し、ドイツ政府に迅速な措置を要請した。展示会場に駆けつけたドイツ税関は、ドイツ会社の侵害品目 60 個を押収し、罰金 1,500 ユーロを賦課した。韓国企業の模倣品が海外で PR・販売されるところだったのを IP-DESK によって止めることができた。

自由貿易協定 (FTA) 及びグローバル韓流時代を迎え、海外においても商標、デザイン権などの知的財産権が重要性を増している。こうした中、IP-DESK (海外知財センター) が前述の事例のように海外における知財権保護の中核の役割を果たしている。

KOTRA は、特許庁と共同で 2009 年から海外での韓国企業の知的財産権保護に向け、IP-DESK を設置・運営している。韓国企業の進出が活発化していて模倣品の流通が多い国を中心に設置された IP-DESK は、2017 年現在、中国、タイ、ベトナム、アメリカ、ドイツ、日本など、計 6 カ国 12 カ所の KOTRA 海外貿易館で運営されている。

2016 年 IP-DESK では、計 6,841 件の知財権相談に乗り、1,114 件の海外商標・デザイン出願及び 15 件の侵害調査を支援した。今年も引き続き、知財権相談、商標・デザイン出願、知的財産権の税関登録、被害実態調査・取り締まり、侵害鑑定書の作成支援など、海外における韓国企業の知財権保護のための取組を進める予定だ。特に、今年是中国、ベトナム及びドイツの IP-DESK に弁護士や弁理士などの資格を持つ専門家を新たに採用し、一層向上したサービスを提供する計画だ。

また、IP-DESK は現地の事情に応じて、国ごとにオーダーメイド型重点事業を推進している。

全体の半分である 6 つの IP-DESK が設置されている中国の場合、模倣品の撲滅に向けた予防及び取り締まりに焦点を合わせて事業を推進している。オンライン流通プラットフォームの知財権担当者と中国の取り締り公務員を対象に、模倣品の真贋判定方法を教育する説明会を 2 回 (2016 年 4 月と 7 月) 開催した。これをきっかけに、ギャラリーエ

イエム(ファッション雑貨)、韓国人参公社(高麗人参製品)など韓国企業の模倣品について、中国取締りの公務員が自発的に取り締まる成果が得られた。相談の80%以上が商標権侵害や商標出願など模倣品対応関連であり、化粧品や衣類のような消費財の模倣品の中国内製造及び流通は依然として横行している。

毎年300回以上の主要展示会が開催され、韓国企業の展示会参加が多いドイツの場合は、展示会の現場相談を通じた紛争予防に焦点を当てている。企業220社が参加した「2016 デュッセルドルフ医療機器博覧会」を含め、2016年に計23回の博覧会で360件の現場相談、6件の商標出願及び9件の侵害調査の支援を行った。

ユン・ウォンソク KOTRA 情報通常支援本部長は「韓流ブームとともに海外知識財産権がさらに重要になった時点で、企業が知識財産権保護に対する心配なく輸出ができるように IP-DESK を通じた支援をさらに強化していく」と話した。

2-7 特許庁、知財データの提供をさらに拡大

韓国特許庁(2017.2.27.)

特許庁は、大容量特許情報提供サービス(KIPRISPlus)と無料知的財産検索サービス(KIPRIS)を通じて知的財産データの新規提供を拡大し、国民と企業の知財情報アクセス及び活用性を強化すると発表した。

*キプリス(KIPRIS):特許庁が保有した国内外の知的財産権関連情報について誰でも無料で検索・閲覧できるように提供する知的財産情報検索サービス

**キプリスプラス(KIPRISPlus):特許庁が保有中の国内外の産業財産権情報を Open API 及びバルクデータ方式で大容量データを提供する知的財産情報活用サービス

まず、国内企業が海外進出する際、現地の知的財産情報を簡単に把握できるよう、特許庁はキプリスプラス(KIPRISPlus)を通じてロシアとコロンビアの特許公報の提供を開始し(2017年2月27日)、これから中国デザイン登録公報、スウェーデン特許情報、日本デザイン・商標公報など、海外知的財産データを順次開放する予定だ。

*新規開放7種:日本(デザイン登録情報、商標公開情報、商標登録情報)、中国デザイン登録公報、コロンビア・スウェーデン・ロシア特許情報

また、国内知的財産データについては、出願人(法人)権利別技術分野情報、出願人(法人)名称変更の履歴情報、登録決定書など3種類を今年下半期に開放する予定であり、特に「出願人(法人)権利別技術分野情報」は、優秀な技術を保有している企業の技術動向の把握及び統計分析に活用されるものと期待している。

知的財産検索サービスである特許情報ネットキプリス(KIPRIS)は、特許価値や特許影響分析に活用できるよう、審査官が引用した特許文献情報を活用して引用・被引用統合情報を提供する予定である(4月)。

また、意見提出通知書、拒絶決定書及び登録決定書などの商標審査情報の閲覧サービスについては、従来の2014年以降出願だったのを1999年以降出願へと拡大し、デザイン審査情報も新たに提供する(9月)。

さらに、海外知的財産情報へのアクセス向上に向け、ロシア公報(2月)、中国デザイン情報・台湾特許公報(10月)の全文を追加で検索提供する予定だ。

特許庁のキム・ミニ情報顧客支援局長は「第4次産業革命の到来でデータの重要性が高まっていることを受け、特許庁は民間の需要が高い知的財産のデータの開放・提供を通じて国民と企業がより迅速かつ容易にアクセスし活用できるように努力し続ける」と話した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 大宇造船、中国メーカーとのLNG特許紛争で勝訴

デジタルタイムズ(2017.2.16.)

大宇(テウ)造船海洋は、2013年3月、中国に特許登録した「船舶用天然ガス燃料供給システム」について、中国の機材メーカーが提起した特許無効審判を中国特許庁(SIPO)が最近棄却したと16日明らかにした。

訴訟を提起した中国の機材メーカーは「大宇造船が登録した船舶用天然ガス燃料供給システム特許には進歩性と特許性がない」として、特許の無効を主張してきた。

中国特許庁の決定により、大宇造船は中国でも技術の保護を受けられるようになった。天然ガス燃料関連技術は、最近環境に対する規制の強化によって急激に浮上しているエコ船舶のコア技術である。この技術は2014年12月、フランスでも特許性が有効と認められた。

最近、パリ協定や国際海事機関（IMO）の環境規制などで、全世界的に船舶から排出される排気ガスに対する規制が強化されている。これによって、船舶の燃料も天然ガスに代替する船主会社が増えている。

大宇造船海洋の関係者は、「中国と欧州において、天然ガス燃料供給システム特許の有効性を認められることにより、国内の機材メーカーが大宇造船の特許権の保護の下、海外市場にも進出できる土台が作られた」とし「これで、今後エコ船舶市場を先取りできる有利な立場となった」と述べた。

ヤン・ジュン記者 galileo@dt.co.k

3-2 シアリス用量無効訴訟、大法院へ

電子新聞(2017.2.24.)

勃起不全治療薬シアリス(成分タダラフィル)の用量を制限した「用量特許」の無効訴訟が大法院で再び争われる見通しだ。

シアリス用量特許を保有したエコス・コーポレーション側の訴訟代理人は2月24日、大法院に上告状を提出すると明らかにした。これに先立って、エコス・コーポレーションは、特許を無効と言い渡した特許審判院の審決に不服して特許法院に訴訟を提起したが、特許法院で敗訴判決を受けた。訴訟代理人側は、敗訴判決の原因や今後の訴訟戦略については明らかにしていない。

今回の事件は、医薬品の用量・用法発明を特許構成要素として認めた大法院全員合議体の判決後、進歩性判断基準が問題となった最初の事件として注目を集めた。特許法院はシアリス用量特許には、特許成立要件である進歩性がないと判示した。通常の臨床試験で用量を調べることができるという理由からだ。

法院は、発明が属する技術分野において一般的な知識を保有している人(通常の技術者)が先行発明から簡単に開発することができると判断したら、進歩性を認めない。特許法院は「医薬物の投与用量・周期など投与方法の最適化は、原則として通常の技術者の通常の創作能力範囲内に属する。特定の投与用法や用量が通常の技術者が予測する範囲を著しく超えたり、これを先行発明から予測することができない場合に、進歩性が否定されない」と説明した。さらに、「争点となった特許技術は、通常の技術者なら、臨床試験を通じて最小の副作用の下で最大の効果・薬理効果を得られる用法・用量を調べることができる」とし、進歩性がないと判示した。

今回の訴訟は、シアリスのジェネリック医薬品を作っている複数の製薬会社が特許審判院にタダラフィル用量特許(登録番号 1005770570000)の無効審判を請求したことから始まった。2015年9月、シアリス成分のタダラフィル物質特許が終了し、約60社の製薬会社がシアリスのジェネリック医薬品を発売したが、用量特許は2021年までに有効であるため、ジェネリック医薬品に依然として進入障壁となっていた。特許審判院は2015年10月に特許を無効と決定し、特許権者であるエコス・コーポレーションがこれに不服して特許法院に訴訟を提起したが、受け入れられなかった。

訴訟で勝った製薬会社は、韓美薬品など20社だ。今回の判決で、シアリスのジェネリック医薬品を発売中の国内の製薬会社は、特許侵害の負担から抜け出すことができると期待されていたが、エコス・コーポレーションの上告で大法院の判決まで見守らなければならなくなった。

シン・ミョンジン記者 mjshin@etnews.com

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 中国、商標無断登録防止に向け「審理標準」を改正

韓国特許庁(2017.2.23)

国内で事業の基盤を強化してきたアパレル企業I社は、自社製品が中国人旅行者から高い人気を得ていることを受け、中国進出を準備していた。その過程で中国現地の人に

自社の主力商標を先取りされたことを知った。法律的対応も検討したが、勝ち目がないという専門家の意見に従って5万人民元(約900万ウォン)を払って商標を譲受するしかなかった。

このように中国で無断登録され対応に困っている韓国企業の商標の数は、昨年末までの時点で1,000をはるかに上回ることが分かった。

しかし、これからは中国に先取りされた自社の権利を取り戻すための法律的対応が一層容易になる見通しだ。中国国家工商行政管理総局(以下「商標当局」)が商標ブローカーの悪意的な商標の先取り行為に対する無効判断基準を「商標審査及び審理標準」(以下「審理標準」)に新たに反映したためだ。

従来の審理標準においても、他人が中国内ですでに使用しており、ある程度影響力を持つ商標を不法利益の目的で登録することについて、先使用权者を保護する条項があったが、韓国企業にはほとんど助けにならなかった。

しかし、今年1月に中国商標当局が公開した審理標準では、出願人が大量の商標に対する権利を獲得した後、実際に使うこともなく使用する準備もなく、積極的に商標の買入れを勧め、高額の譲渡手数料を要求する場合などについては、使用意思の不足と判断し無効を言い渡すことができるようにした。

中国商標法の専門家は「商標ブローカーによる大量の商標無断登録は、韓国企業が被害を受けている代表的な事例だが、今回の改正で商標ブローカーに対応できる根拠が確保されたという点で非常に大きな意味があり、中国商標当局が商標ブローカーの誤った慣行を是正する狙いがあったとみられる」と話した。

特許庁は、韓国知識財産保護院を通じて自社の商標を先取りされて海外進出に困難を抱えている企業に無効審判、異議申立て、不使用取消審判などの法律対応や、代替商標出願、譲渡・譲受交渉戦略などを提供するK-ブランド保護コンサルティングの支援を行っており、2017年にも約150社の企業を支援する予定だ。

4-2 韓国、国際知的財産指数商標分野3年連続世界1位へ

韓国特許庁(2017.2.27)

韓国が国際知的財産指数の商標分野で3年連続世界1位を維持した。

韓国特許庁は、米国商工会議所傘下のグローバル知的財産センター(GIPC:Global IP Center)が発表した「2017年国際知的財産指数」の商標分野評価において、これまでは共同1位だったが今年は米国、スイスなど知財大国を抜いて単独1位を達成したことを明らかにした。

*国際知的財産指数:国家の知的財産保護及び執行能力を測定・評価する指標

*2014年:韓国・米国・英国の共同1位、2015年:韓国・米国の共同1位

今回の報告書は、評価対象国45カ国を対象に知財権の保護水準及び環境評価、改善事項などの情報を提供しており、評価対象国の法令や報告書、指針及び政策、研究報告書、法曹界の判例と学術資料などを基に評価が行われた。

韓国は、商標分野の5つの評価項目(項目別満点は1点)のうち、(1)商標権保護期間1点、(2)商品包装におけるブランド表記制限1点、(3)有名商標の保護1点、(4)商標の無断使用防止に向けた法的手段0.75点、(5)オンライン上の模倣品販売の制裁手段1点、(6)デザイン権の保護期間1点、(7)デザインの無断使用防止に向けた法的手段0.8点を獲得し、計6.55点で再び世界1位に上った。

特許庁は、商標分野で世界トップを3年連続達成することができた主な理由として、使用していない商標に対する商標登録取消審判を誰でも請求できるように請求人の範囲を拡大し、先出願登録商標の類否判断時点を登録可否の決定時点に変更するなど、出願人の利便性向上や商標法の国際的調和を目指して改正された商標法全部改正(2016年9月施行)などを挙げている。

また、商標ブローカーに対する常時モニタリングや被害申告サイトの運営、悪意的模倣商標出願に対する厳格な審査、昨年7月に発効された商標関連手続きの簡素化、出願人の利便性向上に向けた「シンガポール条約」への加入などを積極的に推進してきたことから、今回の評価で評価対象国家の中で最も高い点数を獲得したと分析されている。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「韓国が3年連続で世界1位を達成したのは、韓国の商標権の保護水準が世界最高であると認められたことを意味する。今

後、特許庁は第4次産業革命時代の到来に伴って知的財産権の全分野にわたって現われる変化に素早く対応するとともに、持続的な商標権の保護政策作りや制度改善の努力を通じて韓国企業に友好的なグローバルな知財環境を整えていくつもりだ」と話した。

その他一般

5-1 無防備の有害物質関連特許出願、20年間2万件

電子新聞(2017.2.16.)

人体に有害な化学物質に係る特許審査が無防備になっていることが明らかになった。この20年間、有毒・禁止物質を活用した特許出願(申請)は、2万3,692件だったが、このうち、公衆衛生に脅威になるという理由で特許登録が拒絶されたケースは一件もなかった。

2月15日、国会産業通商資源委員会所属のチョン・ユソプ自由韓国党議員は、特許庁の資料を分析した結果、化学物質管理法上、有毒・禁止物質を活用した特許出願が20年余りの間(1997年～2016年10月)2万3,692件あったことを明らかにした。有毒物質は2万3,469件、禁止物質は223件だった。化学物質が入る生命工学、医薬・化粧品、有機・無機化合物、高分子関連の特許出願全体29万2,145件の8.1%に上る規模だ。

化学物質管理法は、有害又は危害の化学物質について有毒、許可、制限、禁止、事故備え物質などに区分し、有害性の度合いによって製造、輸入、販売、保管・貯蔵、運搬・使用などを段階別に制限する。有毒物質の製造・販売は環境部の許可を受けなければならないが、禁止物質の使用は試験又は研究・検査用に限り制限するなど化学物質は厳格に管理される。

特許法32条(特許を受けることができない発明)においても公衆衛生を害する発明は特許登録を拒絶することが規定されているが、有害化学物質の審査には適用されなかった。20年余りの間、特許法32条によって特許登録が拒絶された事例30件いずれも食品(24件)と生命工学(6件)など、有害化学物質とは無関係だった。

2006年10月、斗山(トゥサン)が禁止物質である「ベンジジン」で、特許を受けたこ

とが代表的だ。特許庁は当時、有害性の有無を判断せず、化粧品・飲料の容器に使用するベンジジン化合物の製造方法を特許として登録した。チョン議員室は「2006年初め、ベンジジンは膀胱がん・膀胱がんを誘発する可能性から禁止物質に指定されていたため、特許登録を拒絶すべきだった」と指摘した。

2008年には、デンマーク企業の「ジメトエート」の製造法が特許登録された。猛毒性農薬成分で体の中で分解されず、がんを誘発する危険性があり、2006年環境部が禁止物質に指定したが、特許が登録された。そのほかに加湿器殺菌剤の原料物質である PHMG・PGH・CMIT・MIT 関連の特許出願 1,207 件のうち 569 件も登録された。オキシサクサクを開発して販売した SK ケミカルの CMIT・MIT 殺菌剤の特許出願も 101 件ある。

チョン・ユソプ議員は「化学物質が特許出願された場合、審査をする過程で有害性・有害性と関連して環境部など関係機関の意見を反映しなければならない。有害・化学物質の特許審査を強化するよう、特許法の改正を進めるつもりだ」と話した。

イ・ギジョン記者 gjgj@etnews.com

5-2 2016年 IP 貿易収支改善、サービス業は初黒字

電子新聞(2017.2.17.)

2016年の韓国の知的財産権貿易収支が改善された。中小・中堅企業の黒字が大幅に増え、サービス業は初めて黒字を記録した。

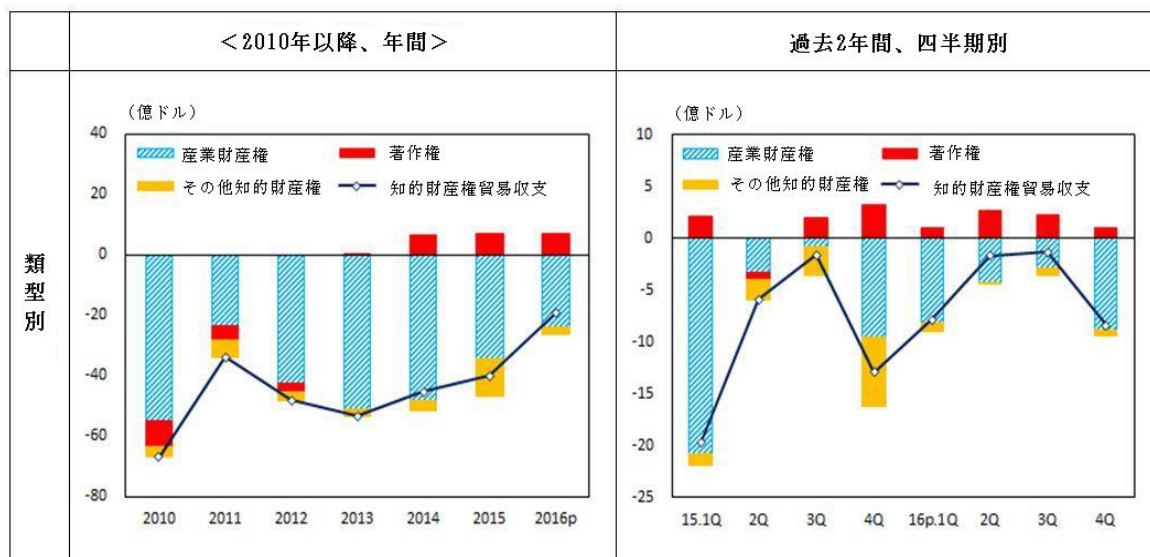
韓国銀行が2月17日に発表した「2016年知的財産権貿易収支(暫定)」によると、2016年の知的財産権貿易収支は19億1,000万ドルの赤字となった。2015年の赤字(40億ドル)の半分水準だ。これは、韓国銀行が知的財産権貿易収支統計を取り始めた2010年以来、最小規模となる。

2016年の知的財産権の輸出規模は106億8,000万ドルで、前年比6億5,000万ドル増えた反面、輸入は125億9,000万ドルで前年より14億5,000万ドルが減少した。

類型別にみると、産業財産権は24億ドルの赤字を出した。特許及び実用新案権の赤字が20億1,000万ドルでほとんどを占めている。商標及びフランチャイズ権は4億1,000

万ドルの赤字となった。一方、デザイン権は2015年の4億3,000万ドルの赤字から1,390万ドルの黒字に転じた。

知的財産権貿易収支の主要統計推移

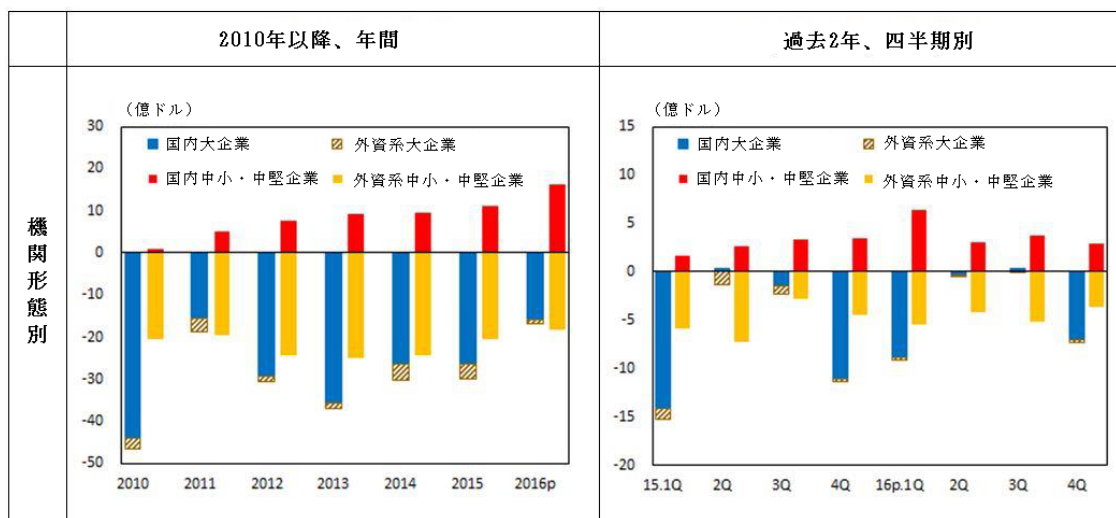


<資料:韓国銀行>

著作権は7億1,000万ドルの黒字を出した。2013年に初めて2,000万ドルの黒字を記録した後、2014年6億4,000万ドル、2015年6億8,000万ドルなど、毎年黒字幅が拡大した。このうち、研究開発及びソフトウェア(SW)著作権は10億1,000万ドルの黒字だが、文化芸術著作権は2億9,000万ドルの赤字となった。

企業の規模別に見ると、中小・中堅企業は昨年、前年比5億1,000万ドル増えた16億2,000万ドルの黒字を出し、過去最大の黒字を記録した。一方、大企業は昨年15億9,000万ドルの赤字を出した。外資系中小・中堅企業は18億4,000万ドルの赤字を計上した。

知的財産権貿易収支の主要統計推移



<資料:韓国銀行>

産業別では、サービス業が統計開始以来、初めて黒字(1,550万ドル)を記録した。製造業は20億9,000万ドルの赤字を出したが、前年(36億5,000万ドル)より赤字幅を減らした。建設業は1億1,000万ドルの黒字を計上した。

韓国は昨年、米国を相手に49億3,000万ドルの赤字を計上した。次にドイツ(3億6,000万ドルの赤字)、日本(3億ドルの赤字)の順となる。その反面、中国とベトナムとの間ではそれぞれ20億3,000万ドル、18億4,000万ドルの黒字を出した。

5-3 企業70%「弁護士・弁理士の共同訴訟に賛成」

電子新聞(2017.2.21.)

知的財産権の重要性がいつにも増して強調されているが、知的財産権制度に対する企業の不満は依然としてある。IPノミックスは、知的財産権を保有している会社を対象に、制度改善に焦点を当てたアンケート調査を実施した。アンケート結果を基に、3回にわたって「企業観点から見たIP制度」の企画シリーズを連載する。

国内企業10社のうち7社は、弁護士・弁理士の共同訴訟代理が望ましいと認識していることが分かった。回答者らは、共同訴訟代理を認めれば、全体訴訟期間の短縮やコス

ト削減が可能になると期待していた。

IP ノミックスが特許を出願(申請)・登録した経験のある 300 社の特許業務担当者を対象に実施した「国内知的財産権制度の改善に向けたアンケート調査」の結果によると、弁護士と弁理士の特許侵害訴訟の共同代理について「望ましい」と答えた企業は 68%、「よく分からない」は 28.3%、「望ましくない」と判断した企業は 3.7%だった。「望ましい」と答えた企業のうち、「非常に望ましい」は 31%、「望ましい方だ」は 37%だった。現在、弁理士は審決取消訴訟など行政訴訟を代理することはできるが、民事訴訟である特許侵害訴訟は弁護士だけが代理することができる。

会社の規模(従業員数)別に見ると、共同訴訟代理を「望ましい」とした回答は、中堅企業(従業員数 100~299 人)が 84.1%で 1 位だ。大企業(500 人以上)が 73.1%で後に継いだ。特許専門部署を保有している企業が共同訴訟代理に賛成した割合は 72.6%で、全体の平均 68%を超えた。相対的に特許に関心が多い企業ほど、弁理士の訴訟参加の必要性を感じているという意味だ。

共同訴訟代理が必要な理由としては「弁護士にも弁理士の助けが必要だ」との回答と「弁理士の訴訟参加が実質的に役立つ」との回答がそれぞれ 53.4%、52.9%だった。

共同訴訟代理に賛成した回答者は、社会的費用の軽減も期待していることが分かった。

アンケート回答者の 56.3%は、共同訴訟代理によって「訴訟の準備期間が短縮される」と答え、60%は「全体の訴訟期間が短縮される」と答えた。訴訟の準備期間と全体の訴訟期間の短縮による社会的費用の軽減を否定的に評価した回答者はそれぞれ 10.3%、10.4%に止まった。

共同代理の許容後「訴訟費用を弁護士に全部支払うのではなく、弁理士にも分けて払えば、コストを節約できる」の意見については半分以上が前向きな反応を示した。訴訟の準備期間と実際の紛争期間が短くなり、訴訟費用を分けて払うことでコスト削減が可能になると考えていることがうかがえる。

訴訟代理の方法については、最も多い 43.3%が「弁護士と弁理士の共同訴訟代理許容」に賛成した。

さらに、「(弁理士単独代理の許容後)企業が弁護士・弁理士の中から選択できるように

しなければならない」との回答 (38%) がその次だった。「現行通りに弁護士単独の訴訟代理を維持しなければならない」との意見は 5.3% に止まった。

アンケートに回答した企業 10 社のうち 8 社は「弁護士はもちろん知的財産権の法律と技術に詳しい弁理士まで特許訴訟に係ってこそ、消費者権益の保護に有利だ」と答えた。弁理士の訴訟への参加が「消費者の保護に有利でない」との回答は 1.3% に止まった。

今回のアンケート調査は昨年 12 月から計 30 日間企業 300 社の特許担当者を対象にオンラインで実施された。信頼度は 95%、最大許容誤差は ±5.66 ポイントだ。

シン・ミョンジン記者 mjshin@etnews.com

5-4 ドローン関連デザイン出願、2015 年から急増

韓国特許庁 (2017. 2. 27.)

新成長産業として 2020 年までに毎年年平均 13%* の成長を見せるものと予想されるドローン市場。これまでは軍用ドローンが主流だったが、最近の民間の産業用ドローン市場の活性化に伴って関連デザイン出願も 2015 年から急増し始め、昨年は最初にドローンが出願された 2008 年比 50 倍以上上昇した 102 件を記録するなど、ドローン関連出願が急増している。

*ドローン産業のグローバル動向及び示唆点、産業銀行、2016. 10.

特許庁によると、ドローン (無人航空機) 関連のデザイン出願は、出願初年度の 2008 年には 2 件に過ぎなかったが、2016 年には 102 件と 50 倍程度増加したという。

ドローン関連出願は 2014 年までは一年に 10 件にも及ばず、微々たるものだったが、2015 年から急増し始め、昨年は 102 件を記録した。2015 年の場合、前年の 800% を超える爆発的な成長を見せたが、これは 21 世紀初めに米国で軍用として誕生したドローンが民間市場に拡大され、韓国もその影響を受けているためと推定される。

出願主体別では、過去 5 年間、中小企業が 36.4% で 1 位、個人が 29.1% で 2 位、大企業が 22.3% で 3 位となっており、中小企業及び個人がドローン出願を主導していることが分かる。現在は世界の民間ドローン市場の 20 位以内に韓国企業は入っていないが*、

今後大企業が本格的にドローン市場への投資を増やせば、これらの出願も大幅に増える
とみられる。

*Drone industry insights(www.droneii.com)で2016年第3四半期を対象に発表した
資料による。

ドローンは、用途面で軍事用・産業用・教育用に分けられ、産業用ドローンの場合、
カメラが装着されている各種監視・偵察・撮影・測定用及び農薬や薬剤などの散布用、
災害対応用ドローンが出願されている。

また、形態面では、回転翼、固定翼、ティルトローター型ドローンに分けられるが、
現在は回転翼ドローンが92.2%で出願のほとんどを占めており、その中でも4つのプロ
ペラを持つクアッド コプターが主流を成している。これは、固定翼ドローンの場合、一
定速度以上で飛行するものであるため軍事用ドローンに適しているのに対し、回転翼ド
ローンは静止飛行と垂直上昇下降が可能であるため産業用に適しており、現在産業用ド
ローン市場が拡大していることと関係があると推定される。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「ドローン市場は新成長産業であっ
て、現在、中国や米国などが主導しているが、今後、韓国の参入の拡大に伴ってデザイ
ン出願も増加し続けるものと予想される。ドローン産業がより活性化し多様なプレーヤ
ーがドローンに関心を持つようになれば、デザイン権などの知財権の重要性がますます
高まると見込んでいる」と話した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658
e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いた
だきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等
はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確
認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、
不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム